

再 審 訴 状

再 審 原 告	〒131-0045 東京都墨田区押上1丁目19番2号 再 審 原 告 巫 口 鴻	受付日付印欄
	〒270-1121 千葉県我孫子市中峠3080番地7 再 審 原 告 高 松 毅	
再 審 被 告	〒131-0045 東京都墨田区押上1丁目19番2号 再 審 被 告 柴 田 徳 淳	
	〒130-0003 東京都墨田区横川5丁目10番1-529号 再 審 被 告 柴 田 智 敬	
	〒131-0045 東京都墨田区押上1丁目1番1号 再 審 被 告 高 岡 彌 生	
	〒333-0861 埼玉県川口市柳崎1丁目14番1号精工化学社宅 再 審 被 告 高 岡 政 年	

訴訟物の価額	円	貼用印紙	4,000円
--------	---	------	--------

上記当事者間の高等裁判所平成18年(ネ)第1346号

借地権確認請求事件 につき

同裁判所が平成19年5月17日に言い渡し、平成19年9月25日に確定した判決に対して再審の訴えを提起する。

不服申し立てにかかる判決の表示

第1 再審を求める判決の表示(平成19年5月17日差し戻し審判決)

平成18年(ネ)1346号(上告審は審理を行わず上告を棄却したので、差し戻し審高裁判決を記述する)

- 1 原判決を取り消す
- 2 控訴人らと被控訴人柴田徳淳及び被控訴人柴田智敬との間において、原判決別紙物件目録記載1の土地のうち別紙図面記載のB(18KP2)、K41、C(K43)、18KH3、A(18KH1)及びB(18KP2)の各点を結んだ線に囲まれた部分について、控訴人らが借地権を有することを確認する。
- 3 控訴人らと被控訴人高岡彌生及び被控訴人高岡政年との間において、原判決物件目録記載3の土地のうち別紙図面A(18KH1)、18KH3、KH2、H27及びA(18KH1)の各点を順次直線で結んだ線で囲まれた部分について、控訴人らが借地権を有することを確認する。
- 4 控訴人らのその余の請求(当審で拡張された部分を含む)をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、第1審、差戻前の第2審、上告審及び差戻審の第2審を通じ、控訴人らと被控訴人柴田徳淳、及び被控訴人柴田智敬との間において生じた費用については、これを2分し、その1を控訴人らの負担とし、その余を被控訴人らの負担とし、控訴人らと被控訴人高岡彌生及び被控訴人高岡政年との間において生じた費用については、これを8分し、その7を控訴人らの負担とし、その余を被控訴人高岡彌生及び被控訴人高岡政年の負担とする。

再 審 の 趣 旨

原確定判決を取り消す。
相当の裁判を行う。

再 審 の 理 由

後日、再審理由を別紙にて提出する。